

盛岡市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	菅原和彦
同	小山田正美
同	八木橋美紀

第1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は商工観光部及び建設部である。うち、次の部課等を实地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【商工観光部】 ものづくり推進課（立地創業支援室を含む。）、観光交流課	令和元年12月10日から同年12月17日まで
【建設部】 交通政策課、用地課、建築住宅課	令和元年12月10日から同年12月17日まで

第2 監査の範囲

平成30年度の事務の執行（前年度に執行された契約準備行為等の先行事務を含む。）

なお、必要があると認める場合は、令和元年度又は平成29年度以前も対象とした。

第3 監査の方法

平成31年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48盛監発第24号）に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施

すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

## I 商工観光部

### ものづくり推進課

#### 【注意事項】

- 1 特定個人情報等の管理に当たり、特定個人情報保護管理体制報告書を提出していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

## II 建設部

### 用地課

#### 【注意事項】

- 1 特定個人情報等の管理に当たり、個人番号届出書の本人確認において、身元確認書類に不足がある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 建築住宅課

#### 【指摘事項】

- 1 業務委託契約において、承諾を得ていない者に業務の一部を請け負わせている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 【注意事項】

- 1 特定個人情報等の管理に当たり、特定個人情報保護管理体制報告書を提出していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。